

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

(議長)

日程第6、議案第1号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第3号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第4号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第1号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和5年の人事院勧告に基づき、関係する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

はじめに議案第3号及び第4号、関連資料2、誤りがありましたことから、本日、差し替えとなりましたこととお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

では、説明させていただきます。議案書につきましては、1ページから12ページ、資料につきましては、1ページの人事院勧告に基づく給与改定等の概要、2ページから9ページの新旧対照表となります。資料1の給与改定等の概要を中心に説明させていただきます。

まず、議案第1号から第4号に関わる期末手当及び勤勉手当に関しましては、年間の支給月数を引き上げるもので、議案第1号の議員に関しては、年2.4か月を2.45か月に、議案第2号の特別職及び議案第3号の町職員の一般職では、年4.4か月を4.5か月に、再任用職員については、年2.3か月を2.35か月、議案第4号の会計年度任用職員の関しましては、年1.35か月を1.37か月に引き上げることとしており、これらの引上げを令和5年12月1日から適用するものですが、既に6月の支給が済んでいることから、今年度に限り、年間の増額分を12月支給時に支給するよう特例措置を規定するものでございます。

続いて、議案第3号の町職員及び議案第4号の会計年度任用職員の給与に関しましては、民間企業における初任給の動向や、人材確保が喫緊の課題であることなどを踏まえ、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた改訂率とし、順次、提言させる形で全体の改定率を1.1%の増加としており、令和5年4月1日から適用するものでございます。

各条例の一部改正に関わる概要は以上となりますが、関連する人件費を補正予算案として、提出させて頂いておりますので、併せて宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第3号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第4号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。